

令和5年第2回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月13日（月曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年3月13日（月曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議 事 日 程 （第3号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1	議案第19号	令和5年度安平町一般会計予算について
日程第2	議案第20号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3	議案第21号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第4	議案第22号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第5	議案第23号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
日程第6	議案第24号	令和5年度安平町水道事業会計予算について
日程第7	意見案第1号	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について
日程第8	意見案第2号	現政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について
日程第9		議員派遣の件について
日程第10		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第19号 ～ 日程第6 議案第24号

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
7番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。3月10日に引き続き議会を再開します。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1～6 議案第19～24号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第19号令和5年度安平町一般会計予算について。

日程第2、議案第20号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について。

日程第3、議案第21号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について。

日程第4、議案第22号令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について。

日程第5、議案第23号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について。

日程第6、議案第24号令和5年度安平町水道事業会計予算について。

以上6件を一括議題とします。各会計予算について説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 各会計について一括提案説明をさせていただく前に、令和5年度歳入歳出予算資料において8ページ基金に関する調べ中、令和4年度残高のところ令和4年度補正を加えたため土地開発基金の残高数字が5456万8318円となり3356万8318円が正しい数字となります。また、42ページから始まる令和5年度胆振東部消防組合分担金明細書について42ページ後段、支署分担金の金額の追加、それらによる差引分担金の総額が確定。また、44ページ消防費、常備消防費、安平支署費、需用費、光熱水費の金額が1001万2000円から1001万8000円へ変更となりますことから支署費内訳の変更がありますことから令和5年度胆振東部消防組合分担金明細書についてお詫びをもって差し替えてくださるようお願いいたします。

それでは議案の朗読は議案第19号安平町一般会計予算についてのみとさせていただきます、4特別会計及び水道事業会計については議案の朗読を省略し各会計の歳入歳出予算の総額の説明をもって提案説明とさせていただきます。

議案第19号

令和5年度安平町一般会計予算について

令和5年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和5年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和5年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,327,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳入予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退

職手当組合負担金)に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費を各項の間の流用。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは各会計の歳入歳出予算の総額について説明をいたします。令和5年度安平町一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ83億2701万1000円と定める。

議案第20号、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億9067万1000円と定める。

議案第21号、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5049万1000円と定める。

議案第22号、令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について。保険事業勘定、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億5629万円と定める。介護事業勘定、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ593万6000円と定める。

議案第23号、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億9094万3000円と定める。

議案第24号、令和5年度安平町水道事業会計予算について。収益的収入及び支出の予定額は収入3億7524万7000円、支出3億2235万8000円と定める。資本的収入及び支出の予定額は収入9358万1000円、支出1億8323万3000円と定める。

以上で令和5年度安平町一般会計予算他4事業特別会計及び水道事業会計予算の提案説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

◎ 予算審査特別委員会の設置、予算案付託及び委員の選任

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。各会計予算の説明が終わりました。お諮り致します。只今一括上程致しました議案第19号から議案第24号までの令和5年度各会計予算については、本定例会初日に議会運営副委員長から報告がありましたとおり議長を除く11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本定例会会期中に審査を行うこととしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。従ってそのように決定しました。只今設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名致します。

1番	工藤秀一	2番	米川恵美子	3番	小笠原直治
4番	鳥越真由美	5番	田村興文	6番	工藤隆男
7番	三浦恵美子	8番	箱崎英輔	9番	内藤圭子
10番	高山正人	11番	梅森敬仁		

以上11名を指名致します。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり、予算審査特別委員会の委員に選任されました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選は委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっております。只今選任されました予算審査特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を得よう委員会条例第8条第1項の規定によりここに召集致します。

暫時休憩致します。特別委員会の皆様は議員控室へ移動し正副委員長を互選の上報告願います。

(暫時休憩)

(正副委員長の互選)

○議長(多田政拓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告致します。予算審査特別委員会委員長に、

委員長	4番	鳥越真由美
副委員長	2番	米川恵美子

に決定いたしました。

以上のとおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせ致します。

また、委員長より付託事件審査のため、この後13時から委員会を開会した

いとの申し出がありました。お諮りします。これより予算審議のため、委員会が終了するまで本議会を休会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め予算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

尚、この後10時30分から全員協議会を開催しますので議員及び関係職員につきましてはご参集くださいますようお願いいたします。それまで休会します。

延会 午前 10時24分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
